

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 住宅課
委託業務番号	令和4年度 長住委第1号
委託業務名称	長浜市空き家相談窓口等業務委託
委託業務場所	長浜市全域
業務の概要	<p>○空き家等相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を開設し、空き家等に関する相談に応じる。 ・相談の対応にあたっては、建物を現地確認し、専門的な見地から使える空き家や古材があるかなどの判断を行う。等 <p>○空き家に関する相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家に関する相談会を年に2回以上実施する。 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を進めるうえで必要な場合は、関係機関との連携を行う。
履行期間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	2,016,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 滋賀県長浜市落合町640番地2</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会 滋賀県長浜支部</p>
契約相手方の選定理由	<p>湖北地域の空き家事情に精通し、かつ空き家の発生抑制や、空き家の利活用に関する取り組みを行っており、地域住民との空き家活用の合意形成に向けた取り組みに関する高度な専門知識を有しているため。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>